

第3編 洪水ハザードマップの普及

第11 洪水ハザードマップの住民への普及

市町村長は、作成した洪水ハザードマップを適切な方法により周知し、その活用に努めるものとする。

[解説]

洪水時に住民の円滑かつ迅速な避難行動を可能とするためには、住民が日常から洪水の基礎的な知識や地域の洪水特性の理解を深めることが重要であることから、市町村長は、洪水ハザードマップの住民への速やかな普及に努める必要がある。

そのためには、各世帯への直接配布や自治体窓口での配布による「洪水ハザードマップの各世帯への確実な配布」の実施、インターネットを利用した洪水ハザードマップの公開など「住民が洪水ハザードマップの提供を受けることができる状態の確立」により洪水ハザードマップを住民に周知しなければならない。また、「住民の洪水ハザードマップの理解を深める取組み」として、防災訓練や学校教育等の場での洪水ハザードマップの活用を図ることが重要である。

これら、「洪水ハザードマップの各世帯への確実な配布」、「住民が洪水ハザードマップの提供を受けることができる状態の確立」、「住民の洪水ハザードマップの理解を深める取組み」を洪水ハザードマップ普及の3つの柱と位置づけ、これらを組み合わせた戦略的かつ継続的な施策の実施と広報に努めることが必要である。

また、自治体組織内部への普及も図り、水害に対する意識の向上を図ることも重要である。

Point

1. 目標を明確にし、戦略的に以下の3つの方法を組み合わせて継続的に実施するとともに広報に努める
 - ・ 洪水ハザードマップの各世帯への確実な配布
 - ・ 住民が洪水ハザードマップの情報の提供を受けることができる状態の確立
 - ・ 住民の洪水ハザードマップの理解を深めるための取組み
2. 自治体組織内部での普及
 - ・ 自治体職員全員が防災担当者であるとの意識を持つ
 - ・ 各組織への洪水ハザードマップの配布と説明会の開催
 - ・ 洪水ハザードマップの情報の日常業務での活用

■洪水ハザードマップの各世帯への確実な配布

住民に洪水ハザードマップを確実に提供するためには、各世帯への直接配布の実施に加え、転入者等への対応として自治体窓口での配布を行う等の措置を講じる必要がある。なお、洪水ハザードマップを自治体の窓口で配布していることについては、別途広報しておくことが重要である。

■住民が洪水ハザードマップの提供を受けることができる状態の確立

洪水ハザードマップのインターネットの利用による公開、掲示による公開、様々な施設への設置に加え、地域で利用頻度の高い配布物（電話帳レッドページ、広報誌、新聞等）や地域の多くの住民が参加するイベント等で、洪水ハザードマップが公表されていることやその情報の在りか等について広報する等の措置を講じる必要がある。情報提供・広報の手段によっては、台風シーズン前など期間を限定して行うことも効果的であるので、メリハリをつけた方法とすることも重要である。また、住民が洪水ハザードマップの提供を受けることができる状態は個人により差があることから、各手段の特性を踏まえた上で複数の手段により提供することが重要である。

■住民の洪水ハザードマップの理解を深めるための取組み

洪水ハザードマップから得られる情報を住民に正しく理解してもらい、洪水時の避難行動に活かしてもらうためには、説明会の開催、マスメディアの活用により洪水ハザードマップを紹介・解説したり、防災訓練・学校教育等の様々な場面で洪水ハザードマップの活用を図ることが重要である。説明会は住民に対して直接、洪水ハザードマップを説明できる場であり、住民の正しい理解を深めるためにも、説明者は、専門的知識を有する者が担当することが望ましい。また、地域防災の核となりうる人材の育成に努め、これらの方々ならびに水防団員や消防団員等を指導者として地域住民の防災に対する意識を高めていくことも効果的である。避難行動を疑似体験できる防災訓練や学校教育の中で洪水ハザードマップの活用等により、住民の洪水ハザードマップに対する理解を深めるとともにこれらの取組みを通じて「共助」の意識が育まれ、地域の防災力の向上が期待される。また、地域の水害経験を風化させないためにも歴史的建造物や日常生活で目にする場所等に洪水痕跡を記すような取組みについても積極的に検討していくことが望まれる。

洪水ハザードマップの周知		洪水ハザードマップの活用
1. 洪水ハザードマップの各世帯への確実な配布 (水防法施行規則第4条第1号)	2. 住民が洪水ハザードマップの提供を受けることができる状態の確立 (水防法施行規則第4条第2号)	3. 住民の洪水ハザードマップの理解を深めるための取組み
○各世帯への配布手段 ・各世帯への直接配布 ・自治体窓口での配布	○提供の手段 ・インターネット利用による洪水ハザードマップの公開 ・掲示による洪水ハザードマップの公開 ・様々な施設への洪水ハザードマップの設置 ○広報の手段 ・地域で利用頻度の高い配布物による広報（電話帳レッドページ、広報誌、新聞等） ・多数の住民が参加するイベントでの広報	○理解を深めるための取組み ・説明会の開催 ・出前講座での活用 ・マスメディアの活用 ・防災訓練での活用 ・学校教育での活用 ・その他
各周知・活用方策を実施していることの広報		

図30 洪水ハザードマップの普及の3つの柱

■洪水ハザードマップ普及の戦略的な取組み

洪水ハザードマップの普及にあたり、洪水ハザードマップの公表や更新直後に一時的に実施するもの、通年的に実施するもの、出水期前など毎年定期的な実施するもの、台風接近の直前などに実施するなど実施時期を工夫するとともに対象者を限定して行うか、限定せずに行うかなどについても検討を行い、目的を明確にし前述の3つの柱を組合わせて戦略的かつ継続的に実施する必要がある。

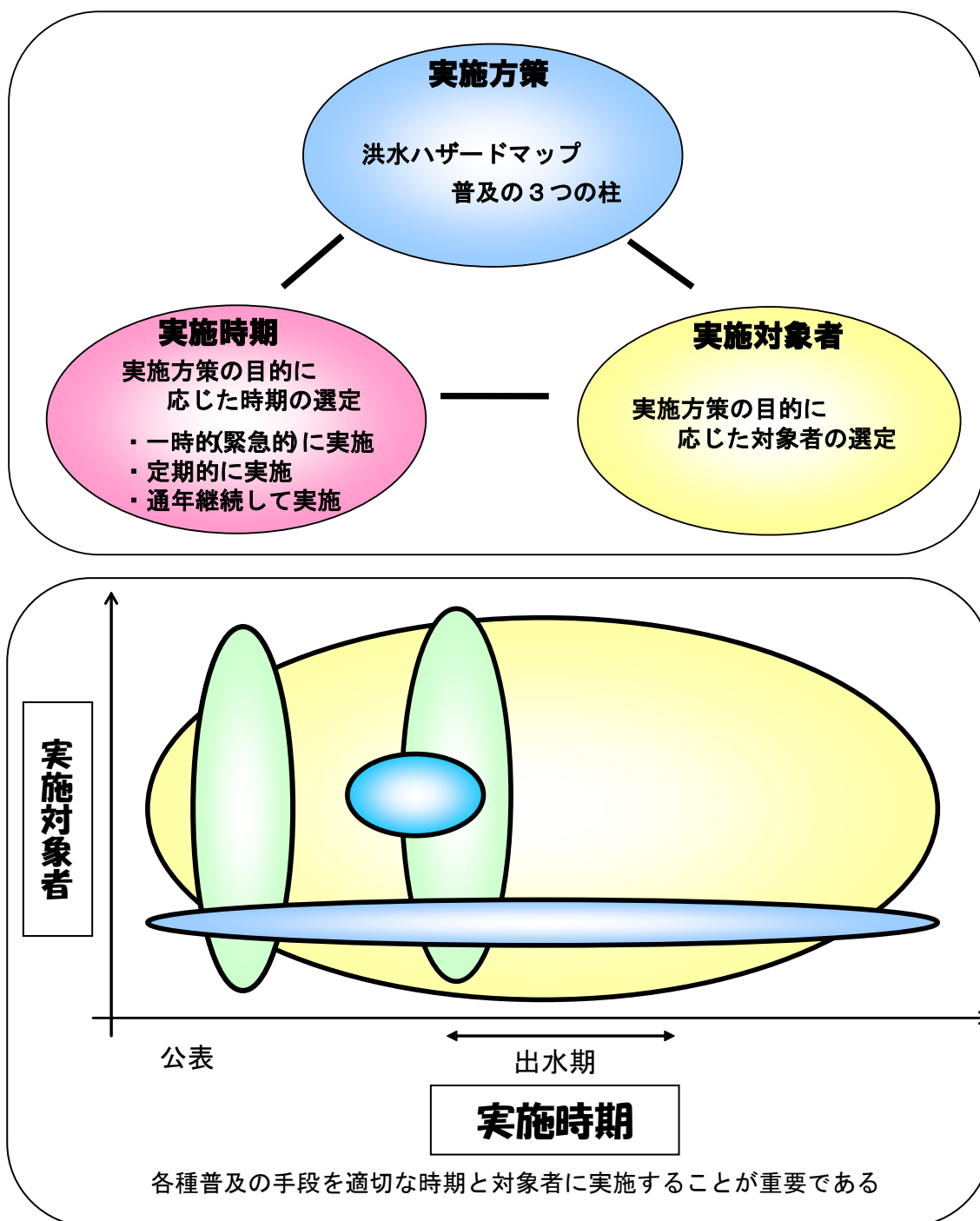


図31 洪水ハザードマップの戦略的な取組みの模式図

■自治体組織内部での普及

洪水ハザードマップの普及にあたっては、警察や消防等防災に係わる部署だけでなく自治体内の各組織への配布や説明会等の開催により洪水ハザードマップの理解を深め、「自治体職員全員が防災担当者である」との自覚を持ち、建築申請時における情報提供や長期的視野に立った街づくりへの反映など、日常業務の中でも積極的に活用するとともに、住民の声が届きやすい環境にすることが重要である。

参考9 水防法及び水防法施行規則における洪水ハザードマップの住民への普及についての記載

水防法第15条第4項の規定により、「浸水想定区域をその区域に含む市町村長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方法、避難場所、地下街や防災上の配慮を必要とする者が利用する施設の名称・所在地等の事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない」。必要な措置とは、水防法施行規則第4条で、「上記印刷物を配布その他の適切な方法により各世帯に提供すること、また、図面に表示した事項及び記載した事項に係わる情報をインターネットの利用その他の適切な方法により、住民がその提供を受けることができる状態に置くこと」と規定されている。

水防法施行規則第4条第1号の規定では、「浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を表示した図面に市町村地域防災計画に定められた洪水予報の伝達、避難場所、地下街や防災上の配慮を必要とする者が利用する施設の名称・所在地等の事項を記載した印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること」と記載されている。

水防法施行規則第4条第2号の規定では、「図面に表示した事項及び記載した事項に係わる情報をインターネットその他の適切な方法により、住民がその提供を受けることができる状態に置くこと」と、記載されている。

1. 洪水ハザードマップの各世帯への確実な配布

各世帯に確実に配布するとともに、転入者に対しても確実に配布するため、各世帯への直接配布と自治体窓口での配布等の措置を講じる。

■洪水ハザードマップの各世帯への確実な配布

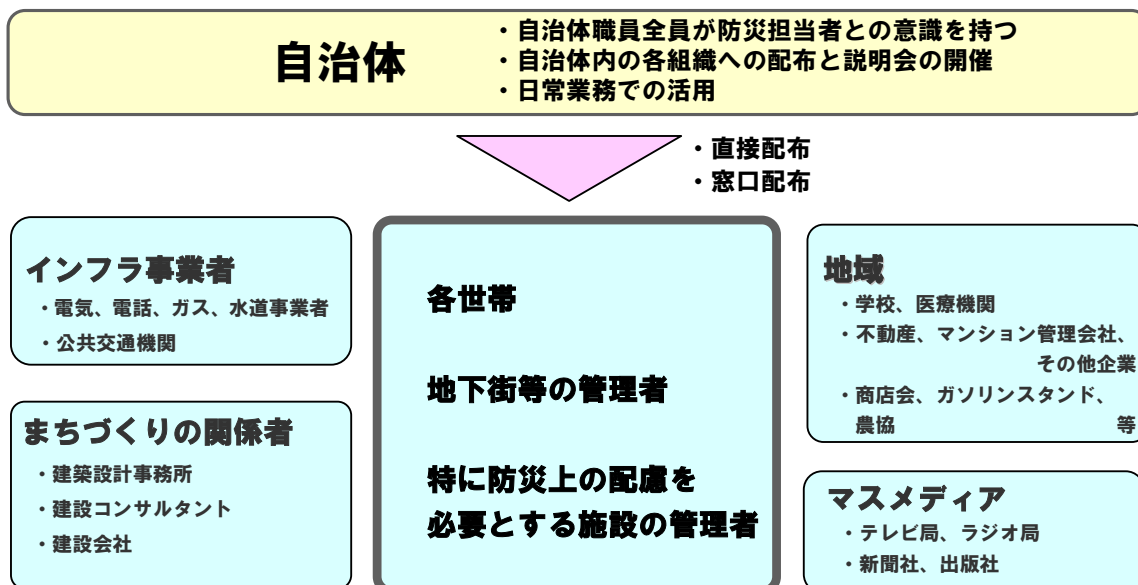


図 32 洪水ハザードマップの各世帯への確実な配布の模式図

(1) 各世帯への直接配布

Point

- ・地域の実情に応じ確実に配布できる手段を選択。

洪水ハザードマップは少なくとも浸水想定区域内の各世帯や地下街等の管理者、特に防災上の配慮を必要とする者が利用する施設の管理者等に確実に配布する必要があるが、当該市町村の全域に配布することが望ましい。

また、各世帯の他、企業、学校および医療機関等へも洪水ハザードマップを配布し水害に対する意識を高めてもらい、水害時の協力や住民の生活に大きな影響を及ぼすインフラ施設や公共施設、住宅等の浸水防止対策への活用が期待される。

各世帯への確実な配布に当たっては、以下の点に配慮することが望ましい。

- ◆自治体で既に整備されている各世帯への配布の仕組みの活用。
- ◆各世帯への直接手渡しと口頭による説明。
- ◆配布時の説明資料の添付。
- ◆地域の水害特性に詳しい水防団や消防団の日常活動の一環として各世帯への直接配布。
- ◆配布後の説明会の開催。

(2) 自治体窓口での配布

Point

- ・各世帯への直接配布と合わせて行う。
- ・転入時以外でも継続的に洪水ハザードマップを提供できる仕組みとする。

通常行われる各世帯への直接配布のみでは、転入者に対して洪水ハザードマップの周知を図ることは困難であるため、各世帯への直接配布と合わせて自治体の窓口において配布する必要がある。

また、常に、洪水ハザードマップに記載した情報について、その情報を受けることができるように自治体の窓口で継続的に配布することが望ましい。

なお、自治体窓口での配布に当たっては、洪水ハザードマップを自治体の窓口で配布していること等についての広報が重要である。

自治体での窓口配布に当たっては、以下の点に配慮することが望ましい。

- ◆転入手続き時の住民への生活ガイド等の配布資料の一つとしての位置づけ。
- ◆配布時の説明資料の添付。
- ◆配布に際し、最寄りの避難場所や避難時危険箇所等について説明。

参考 10 各世帯への直接配布

自治体の各世帯への直接配布の事例を以下に示す。

- ・町内会による配布
- ・広報誌配達員による配布
- ・業者委託による配布
- ・嘱託職員による配布
- ・新聞折込みによる配布
- ・郵送
- ・シルバー人材センターによる配布

参考 11 各世帯以外の配布先の一例

- ・地下街等管理者
- ・高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設
- ・企業、学校及び医療機関
- ・電気、電話、水道、ガス等の事業者
- ・公共交通機関
- ・マスメディア（テレビ局、ラジオ局、新聞社、出版社等）
- ・建築設計事務所、建設コンサルタント、建設会社やその団体
- ・不動産、マンション管理会社
- ・ガソリンスタンド
- ・商店会
- ・農協

2. 住民が洪水ハザードマップの提供を受けることができる状態の確立

住民がいつでも洪水ハザードマップの提供を受けられるようにする。なお、住民が洪水ハザードマップの提供を受けることができる状態は個人により差があることから、実施に当たっては、各提供方法の特性を踏まえた上で、複数の手段により提供することが重要である。また、洪水ハザードマップが公表されていることやその情報の在りか等の広報の充実に努める。

情報提供・広報の手段によっては、台風シーズンの前など期間を限定して行うことが効果的な場合もあるのでメリハリを付けた方法を考える。

○情報提供の手段

- ・インターネットの利用による洪水ハザードマップの公開
- ・掲示による洪水ハザードマップの公開
- ・様々な施設への洪水ハザードマップの設置

○広報の手段

- ・地域で利用頻度の高い配布物による広報（電話帳レッドページ、広報誌、新聞 等）
- ・多数の住民が参加するイベントでの広報

■住民が洪水ハザードマップの提供を受けることができる状態の確立



図 33 住民が洪水ハザードマップの提供を受けることができる状態の確立の模式図

(1) インターネットの利用による洪水ハザードマップの公開

Point

- ・洪水ハザードマップの画面表示のしやすさ、操作性の良さ、重要事項の確認の容易さなどの確保
- ・防災に関するイベントの情報等を掲載するなど、住民が防災に興味を持つような工夫
- ・技術の進歩に応じた情報提供方法の採用

今日の各世帯へのインターネットの普及状況を考えると、インターネットを利用した洪水ハザードマップの公開は、住民への周知に当たりきわめて有効な手段であり、当該市町村の住民や学校、企業のみならず、多くの人がいつでも洪水ハザードマップを見ることができる状態の確保に効果的である。

インターネットの利用による洪水ハザードマップの公開に当たっては、以下の点に配慮することが望ましい。

- ◆自治体のホームページのトップページに洪水ハザードマップへのリンクの掲載や防災関係部局のホームページへのリンクを掲載するなど、洪水ハザードマップへのアクセスの容易さの確保。
- ◆洪水が予想される場合、ホームページのトップ画面に緊急情報の見出しバナーを掲示し、緊急時に洪水ハザードマップへ一層のアクセスの容易さの確保。
- ◆画面の拡大、移動等といった操作が軽快に行えるとともに拡大時の画面の鮮明さを確保できるような工夫。
- ◆台風シーズン前の注意喚起や防災に係わる各種イベント情報等の期間を限定した情報の提供。
- ◆携帯電話など身近な機器を通じた情報提供の工夫。
- ◆最新の技術動向を踏まえた情報提供を行い、提供方法が陳腐化しないような工夫。

(2) 掲示による洪水ハザードマップの公開、様々な施設への洪水ハザードマップの設置

Point

- ・市庁舎や公民館等の公的な施設に限らず、地域の商店、ガソリンスタンド、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等の日常的に多数の住民が訪れる施設への掲示や設置。
- ・通年的な掲示、設置だけでなく、台風シーズンに限定して掲示するなどメリハリをつけて掲示、設置。

洪水ハザードマップを多くの人を訪れる場所に掲示したり設置することにより、日頃から洪水ハザードマップに関心を持っている人はもとより、洪水ハザードマップの存在を知らなかった人に対しても洪水ハザードマップの情報を目にしたり、必要と感じた人がその場で自由に入手できる環境を創出することができる。

また、企業や店舗等に洪水ハザードマップの掲示や設置を依頼し、協力をしていただくことによる水害時の協力も期待される。

掲示による洪水ハザードマップの公開、様々な施設への洪水ハザードマップの設置の実施に当たっては、以下の点に配慮することが望まれる。

- ◆ 掲示や設置していることの広報。
- ◆ 設置場所に洪水ハザードマップがなくなることがないように仕組みについての検討。
- ◆ 浸水想定区域に限らず広い範囲での掲示や設置。
- ◆ 洪水ハザードマップの掲示に当たり、説明資料の掲示や洪水ハザードマップに関するの問合せ先を明記。
- ◆ 多くの人々の目に触れやすい場所等への掲示や設置。
- ◆ 公的機関で開催されるイベントや地域の催し物（夏祭り、地区運動会、バザー、いも煮会 など）等での掲示や設置。

参考12 通行量の多い場所への掲示や設置

通行量の多い駅の広報誌のラックや地下街の展示ブース、行政サービスコーナー、また、多くの人が訪れる商業施設やガソリンスタンドなどに洪水ハザードマップを掲示、設置することも考えられる。



地下街の展示ブース
(出典：川崎市)



行政サービスコーナー
(出典：川崎市)

(3) 広報の手段

Point

- ・ 地域の実情に応じ、多くの住民が目にする配布物による広報。
- ・ 地域の多くの住民が参加するイベントでの広報。

地域で利用頻度の高い配布物（電話帳レッドページ、広報誌、新聞等）や様々な年齢層の住民が集う地域の催し物等で洪水ハザードマップが公表されていることを知らせる。

実施に当たっては、以下の点に配慮することが望ましい。

- ◆ 電話帳や広報誌などほぼ全世帯に配布されている配布物への掲載。
- ◆ 町内会等が作成している地域の電話帳等への掲載。
- ◆ 洪水ハザードマップに関する説明資料等の添付。
- ◆ 広報誌や新聞等での台風シーズン前等の特集。
- ◆ 公的機関で開催されるイベントや地域の催し物（夏祭り、地区運動会、バザー、いも煮会 など）等での広報。

参考 13 配布物を利用したキャンペーンによる広報

ポケットティッシュペーパー等の配布物を利用したキャンペーンにより、洪水ハザードマップが公表されていることを広報することも有効である。

東京都新宿区では平成 17 年 8 月 1 日より路上禁煙となった。このことをポケットティッシュペーパーに印刷して路上で配布し、キャンペーンを実施している。

また、鉄道やバスのプリペイドカード等に印刷して、洪水ハザードマップが公表されていること広報することも有効である。



(出典：新宿区)

3. 住民の洪水ハザードマップの理解を深めるための取り組み

洪水ハザードマップを住民が正しく理解し、洪水時の避難行動に活かされ、真に地域の防災力を向上させるためには、以下の取り組みを通じて洪水ハザードマップの理解を深めることが重要である。

- ・説明会の開催
- ・出前講座での活用
- ・マスメディアの活用
- ・防災訓練での活用
- ・学校教育での活用
- ・その他

■住民の洪水ハザードマップの理解を深めるための取り組み

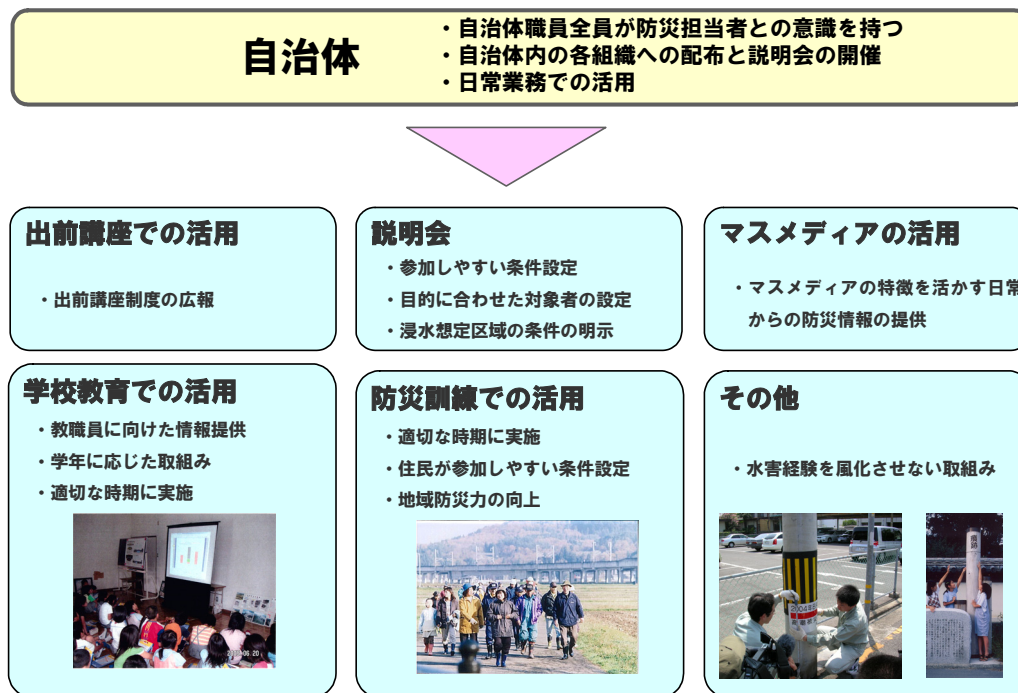


図 34 住民の洪水ハザードマップの理解を深めるための取り組みの模式図

(1) 説明会の開催

Point

- ・ 浸水想定区域図の作成条件の明確化。
- ・ 住民が参加しやすい条件設定。
- ・ 目的に合わせた対象者の設定。

洪水ハザードマップに関する説明会の開催により、洪水ハザードマップの内容を住民に理解してもらったり、洪水ハザードマップを材料にして地域防災に関する意識向上を図る。

説明会では、洪水ハザードマップに記載されている浸水想定区域の前提条件とともに治水施設の洪水時の役割や操作についても住民に正しく説明することが必要である。

説明会の開催に当たっては、以下の点に配慮することが望ましい。

■適切な時期と開催条件

- ◆洪水ハザードマップ公表直後や台風シーズン前に説明会を実施。
- ◆浸水想定区域内では必ず実施。
- ◆参加者が集まりやすい時間に説明会を開催。
- ◆町会、自治会、小学校区単位等避難の必要な区域として設定した単位での説明会の開催。
- ◆地震、津波・高潮等他の災害と合同の説明会の実施。
- ◆説明会を開催することの広報。

■目的に合わせた対象者と説明者

- ◆自治体職員全員を対象とした説明会の開催。
- ◆災害時要援護者を支援する人を対象とした説明会の実施。
- ◆企業、学校および医療機関等（参考 11 参照）を対象とした説明会の実施。
- ◆説明者として自治体職員だけでなく河川管理者や地域の洪水特性を熟知した水防団や消防団等の説明会への参加。
- ◆地域の防災リーダーを育成して、防災リーダーによる住民への説明会の実施。

■説明の内容

- ◆浸水想定区域の前提条件や洪水時の治水施設の役割や操作について説明。
- ◆避難時の配慮事項。
- ◆説明会の企画・運営は、自治体職員が行う他、国土交通省等の出前講座の利用。
- ◆対象者の属性や年齢に応じた資料の作成。
- ◆住民がなじみやすい用語の使用。

(2) 出前講座での活用

Point

- ・ 出前講座の制度があることや依頼方法等を住民等に広報することが重要。

出前講座とは、国土交通省や自治体が住民等からの依頼により種々のテーマについて依頼先に赴き講義するものである。国土交通省や多くの自治体で、水害に関する出前講座の用意があるので、説明会や学校教育等での活用が望まれる。

出前講座では、自治体や国土交通省職員が有する知識や経験を活かして住民の様々な興味、疑問等に答えることができる利点がある。また、出前講座は住民や団体等の要求を受けて開催するため、水害に対する意識が高い人が集まることから、より活発な意見交換や防災意識の更なる向上が期待できる。

実施に当たっては、以下の点に配慮することが望まれる。

- ◆ 出前講座制度の広報。
- ◆ 出前講座の仕組み（依頼方法等）の広報。
- ◆ 対象者の属性や年齢に応じた資料の準備。
- ◆ 出前講座での住民の意見を洪水ハザードマップの更新に反映。

(3) マスメディアの活用

Point

- ・ マスメディアの特徴を活かした洪水ハザードマップの理解と防災意識の向上。
- ・ マスメディアへの防災情報の提供及び洪水ハザードマップのアピール。

マスメディアは、速報性を有すること、多量の情報を容易に受容できること、同時に多数の人々に情報が伝達されることで家族に情報が共有されやすいなどの特徴を有する。

このため、これらの特徴を活用し、洪水ハザードマップが公表されていることを知らせたり洪水ハザードマップの説明を行うなどにより住民の水害に対する意識が高まることが期待される。

マスメディアの活用にあたっては、以下の点に配慮することが望ましい。

- ◆ 日常からのマスメディアとの連携。
- ◆ 台風シーズン前等の報道。
- ◆ 災害時におけるマスメディアへの防災情報の提供及び洪水ハザードマップのアピール。

(4) 防災訓練での活用

Point

- ・ 適切な時期に実施。
- ・ 住民が参加しやすい条件設定。
- ・ 地域防災力の向上。

防災訓練で洪水ハザードマップを活用することの目的は、実際に水害時の避難行動を疑似体験することで、住民の洪水ハザードマップに対する理解を深めるとともにこれらの取組みを通じて「共助」の意識が生まれ、地域の防災力の向上が期待される。

また、防災訓練での活用により、住民の視点から洪水ハザードマップの実用性の把握や様々な課題や問題点を抽出し、最終的には洪水ハザードマップの記載内容の更新をしていくことが重要である。

防災訓練での活用に当たっては、以下の点に配慮することが望ましい。

■適切な時期

- ◆洪水ハザードマップ公表直後や台風シーズン前の避難訓練の実施。

■住民が参加しやすい条件

- ◆浸水想定区域内での実施。
- ◆多くの住民が訓練に参加できるような訓練日の設定。
- ◆既存の総合防災訓練等の仕組みに洪水ハザードマップを活用した避難訓練の組込み。
- ◆地域の洪水特性を熟知した水防団や消防団の訓練への参加。
- ◆住民が企画運営する防災訓練の実施。

■地域防災力の向上

- ◆高齢者等の災害時要援護者及び支援者の訓練への参加。
- ◆企業や病院等の訓練への参加。
- ◆避難場所までの徒歩による避難。
- ◆避難時危険箇所の確認。
- ◆自主防災会や町内会等主体の訓練を積極的に支援。
- ◆防災訓練の継続的な実施。

■その他

- ◆“訓練慣れ”をしない工夫。
- ◆防災訓練の目的を広報。

(5) 学校教育

Point

- ・教職員に向けた情報提供。(教師への事前学習会の実施、校長会でのマップの提供など)
- ・学年に応じた取り組み。
- ・適切な時期に実施。

学校教育で洪水ハザードマップを活用することにより、授業を受けた児童や生徒が水害に対する意識を高めてもらうことや家族に授業内容を話し、家族で水害について話し合っ水害に対する知識を深めてもらう効果が期待される。

学校教育での活用にあたっては、以下の点に配慮することが望ましい。

■適切な時期

- ◆台風シーズン前などに総合学習の時間等を利用して毎年実施してもらうなど防災教育の授業のカリキュラムへの組み込み。

■教職員に向けた情報提供

- ◆教職員が洪水ハザードマップに関する理解を深める取り組みの実施。
- ◆校長会等での洪水ハザードマップの情報の提供。

■対象者の属性や年齢に応じた取り組み

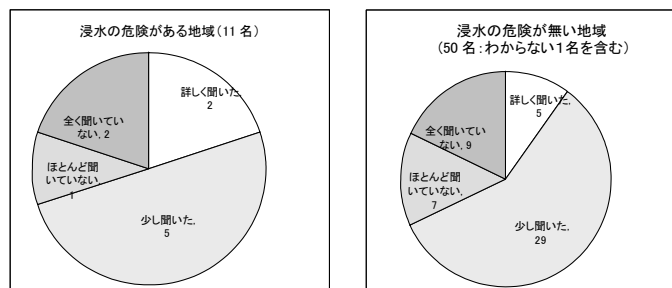
- ◆過去の水害時の写真を使用し児童や生徒の興味を引いたり、できるだけ平易な言葉で説明したりするなど児童や生徒の視点に立った授業の実施。
- ◆校内に洪水ハザードマップを掲示したり、昼食時に校内放送で洪水ハザードマップについて説明したり、日頃から児童が洪水ハザードマップに関心を持つような取り組みの実施。

■その他

- ◆自治体や国土交通省の出前講座利用のアピール。
- ◆総合学習の一環としてダムや堰、排水機場等治水施設の役割等治水施設に対する説明。

参考 14 学校教育に関するアンケート調査結果

「平成 15 年度 学校教育に関するアンケート調査」(国土交通省東北地方整備局実施)では、防災教育を受けた児童の家族の 6 割以上が児童から授業の内容を聞いている。学校教育では、児童から家族へと授業内容が波及し、学校が地域の核となって地域全体で水害に対する意識が高まることが期待される。



授業内容を児童から聞いた家族の割合

(6) その他

Point

・ 水害経験を風化させないための取り組み。

近年の河川整備の着実な進捗により、かつてのように大河川からの破堤はん濫は減少しているため、地域の水害に対する意識は低下傾向にある。このため、住民が過去の水害経験を忘れないような様々な取り組みを実施して、地域防災力の向上を図ることが重要である。

実施に当たっては、以下の点に配慮する。

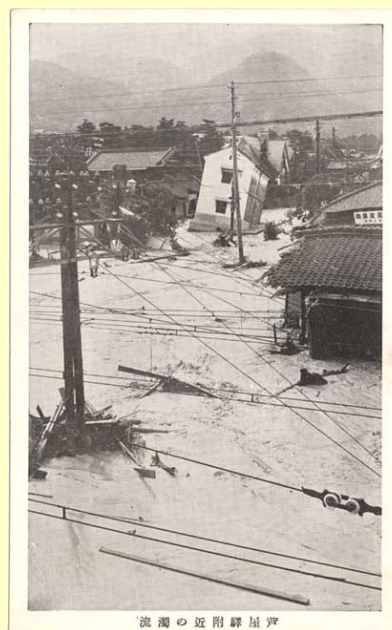
- ◆多くの観光客等が訪れる建造物や電柱や通勤通学路沿いの民家の壁等、日常生活で目にする場所に洪水痕跡を記す。
- ◆過去の水害時の写真や水害体験を綴ったアルバムの作成。

～コラム～

■ 阪神大水害（兵庫県）の絵はがき

この絵はがきの写真は、昭和13年7月に発生した阪神大水害のもので、芦屋駅付近の状況です。

今から64年前の7月5日、阪神地方を襲った大水害（阪神大水害）、多くの被害を及ぼしました。市内の各河川は氾濫し大洪水を引き起こし、それに加え膨大な六甲山系の土砂が流出し、精道村（芦屋市）内の大半は泥海と化しました。また、海岸部の地域では防潮堤の一部が決壊したため、海水の浸入があるなどの被害にも見舞われました。（中略）芦屋川から流れ出た土石流の直撃によって、松ノ内町では家屋が流出したり土蔵が傾いたりしました。その傾いた土蔵は、今もその面影を残して町の一角にたたずみ、付近には、水害当時からの石垣も残っています。



流濁の近附露屋芦

（出典：芦屋市 広報あしや2002年7月15日号より）

（絵はがき出典：社団法人 土木学会 [HPhttp://library.jsce.or.jp/Image_DB/card/10_image_thum.html](http://library.jsce.or.jp/Image_DB/card/10_image_thum.html)）

